

# 事務所通信

2006年2月号

No. 8



(水保 山王森大樺)

～ お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします ～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.terumori.jp>

# お伝えしたいこと

平成 18 年度税制改正大綱が公表されました。(平成 17 年 12 月 15 日)

その概要は、次の通りです。(法案成立は、平成 18 年 3 月の見込みです)。

## 1、個人所得税・住民税の改正

### ○定率減税の廃止

平成 18 年分から所得税及び住民税の定率減税が廃止されます。

### ○所得税率・住民税率の変更

①所得税率は 10%～37%の 4 段階から、5%～40%の 6 段階に。

②住民税率は 5%～13%の 3 段階から 10%に一本化。

### ○大地震に備えた税制整備

耐震改修工事をした場合、所得税を最大 20 万円軽減。固定資産税も軽減。

所得税で、最大 5 万円の地震保険料控除を新設。

現行の損害保険料控除 (1 万 5, 000 円) から順次切り替える。

## 2、中小企業関係税制の改正

### ○留保金課税の見直し

### ○役員給与の損金算入の見直し

①オーナー法人 (株式の 90%以上を保有、かつ役員数の 50%超を占める)

オーナー役員給与のうち「給与所得控除額」相当分が損金となりません。

②役員報酬の定期・定額要件の緩和

非業績連動型の役員報酬 (確定時期に確定額支給) は、損金となります。

③業績連動型の役員報酬

業績連動型役員報酬は、原則として損金不算入ですが、透明性・適正性等一定の要件のもとで損金算入が認められるようになります。

### ○交際費課税の見直し

一人 5, 000 円以下の飲食費 (役職員間を除く) は、損金算入が可能となります。

### ○30 万円未満の少額減価償却資産の損金算入の見直し

損金算入の合計額は、300 万円を限度とします。

### ○中小企業投資促進税制の拡充

取得価額の 30%の特別償却 (7%の税額控除) の対象資産に、電子計算機及びソフトウェアが追加されます。

## 3、その他

### ○土地・住宅税制

①土地の登録免許税の税率引下 (本則の 2 分の 1)

②固定資産税の負担調整措置

商業地は、評価額の 70%を課税標準、宅地は評価額の 80%を課税標準として、負担調整が図られます。

③不動産取得税の標準税率の引下 (本則 4%から 3%)

### ○その他

①相続税の物納制度の見直し (物納財産の明確化、物納申請の迅速化)

②酒税 (ビール・ワイン) 及びタバコ税の引上

改正の詳しい内容について、後ほど詳しい資料をお届けいたします。  
また、勉強会をしたいとおもっています。



加藤輝守

# 確定申告

今年も確定申告の時期が近づいてきました。確定申告をする必要がある方は、次のような方です。期限内に申告、納税を済ませましょう。

## 1 事業所得や不動産所得などがある方の場合

平成 17 年分の各種の所得金額の合計額から基礎控除その他の所得控除を差し引き、その金額に基づいて計算した税額から配当控除額と定率減税額を差し引いて残額のある方は、申告しなければなりません。

## 2 給与所得がある方の場合

給与所得者の場合には、毎月の給与から所得税が源泉徴収され、その年の最後の給与を支払う際に年税額を算出して所得税を精算する（年末調整）するのが通常ですから、大部分の方は確定申告をする必要はありませんが、次のような方は、申告しなければなりません。

- ① 平成 17 年中の給与の収入金額が 2,000 万円を超える方
- ② 1 か所から給与を受けている方で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が 20 万円を超える方
- ③ 2 か所以上から給与を受けている方で、主たる給与の支払者以外の者から支払を受ける給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額との合計額が 20 万円を超える方
- ④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃借料、機械・器具の使用料などの支払を受けた方

## 3 公的年金等に係る雑所得がある方の場合

平成 17 年分について、所得が公的年金等に係る雑所得のみの方で、公的年金等に係る雑所得の金額から基礎控除その他の所得控除を差し引き、その金額に基づいて計算した税額から定率減税額を差し引いて残額のある方は、申告しなければなりません。

## 4 退職所得がある方の場合

退職所得は、そのほとんどの場合は源泉徴収だけで済まされ、確定申告をする必要はありません。

また、確定申告をすることで税金の還付を受けられるケースもあります。具体例は次の通りです。

- 1 配当所得や雑所得などの所得税を源泉徴収された所得が少額であり、その他の所得も多くない場合
- 2 給与所得者で、雑損控除、医療費控除や寄付金控除を受けることができる場合
- 3 退職所得の支払を受けるときに「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため、20%の税率で源泉徴収され、その税額が退職所得控除等を適用して求めた税額を超えている場合
- 4 退職所得がある方で、その所得を含めて申告することにより源泉徴収された所得税について定率減税の適用を受けることができる場合
- 5 住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる場合

上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除などの適用を受けようとする方は上記の要件に該当しない場合であっても確定申告が必要です。

# 社会保険料徴収事務

☆通常は、保険料の徴収について迷うことはないはずですが、新規採用者及び退職者の保険料徴収については、注意が必要です。

原則は、資格取得日を含む月から保険料の支払義務が発生し、資格喪失日（退職日の翌日）を含む月は支払義務がありません。

資格取得日の月の支払からは徴収せず、翌月の支払分から徴収を開始します。		
新規採用者	20日以前 25日払いの場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資格取得日（入社日）が、20日以前の場合、その月の給与からは徴収せず、翌月の支払分から徴収を開始します。</li> <li>●資格取得日が、21日以降の場合、その月の給与はありませんから徴収できません。翌月の支払分（最初の支給分）から徴収を開始します。</li> </ul>
	末日 翌月〇日払いの場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資格取得日にかかわらず、その月分の給与はありませんから、徴収できません。翌月の支払分（最初の支給分）から徴収を開始します。</li> </ul>

退職者	退職日が末日の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資格喪失日は翌月1日ですから、退職月の保険料を徴収します。この場合、通常の間月遅れの保険料の他、退職月の保険料も徴収することになります。</li> </ul>
	退職日が末日の前日以前の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●退職月の保険料は徴収しませんが、通常の間月遅れの保険料は徴収します。</li> </ul>

※なお、社会保険料には日割計算はありません。

## 年金を受け取られた皆様はご注意ください！！

平成17年中に厚生年金保険、国民年金等の年金を受けとられた皆様に、平成17年中に支払われた金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする『平成17年分公的年金等の源泉徴収票』を社会保険業務センターから郵送されます。

確定申告の際に添付が必要となりますので、大切に保管して下さい。

予定では18年1月末日までに届けられるそうです。

# 電子申告・電子納税

電子申告とは、自宅や会社からインターネット等を使って国税や地方税に関する申告や申請、納税をすることです。なお、この電子申告をするために、国税ではe-Tax(イータックス)、地方税ではeLTAX(エルタックス)というシステムを使います。ただし、現在のところ新潟県内では、国税のe-Taxは利用できますが地方税のeLTAXは利用できません。そのため今回の内容は、国税のe-Taxについてとさせていただきます。

## e-Taxで出来ること

- 所得税、法人税、消費地方消費税、酒税及び印紙税に係る申告
- 全税目の納税(電子納税証明書の手数料納付を含みます。)
- 申請・届出等(電子納税証明書の請求及び発行を含みます。)

## e-Taxを利用できる人

- 税務関係の手続を行う納税者等の方
- 税理士及び税理士法人等の税理士業務を行う者



## e-Taxを利用するために必要なもの

- パソコンとインターネットが利用できる環境
- 電子署名用の電子証明書(電子証明書の種類によっては、ICカードリーダライタが必要になります。)
- ※ 電子署名と電子証明書とは、インターネットを利用した手続等を安全に行うために使用する印鑑と印鑑証明書のようなものです。
- ※ ICカードリーダライタとは、ICカードの情報をパソコンへ読み取る機器のことです。
- ※ 申告所得税、法人税及び消費税の電子納税のみの手続を利用する方については、電子署名に用いる電子証明書やインターネットを利用できる環境がなくてもATM等を利用し、e-Taxを利用できる簡便な手続もあります。

## e-Taxを利用するに当たってのメリット

e-Taxを利用することで、税務署や銀行などに行くといった距離的な制約がなくなるほか、税務署の執務時間以外でも受付システムが稼働している時間であれば申告書等の提出や納税ができ、銀行などの窓口にも並ぶ必要もなくなるなどの点がメリットとして挙げられます。

- ※ e-Taxの利用可能時間・・・月曜日～金曜日の午前9時から午後9時(祝日等を除きます。)

## e-Taxを利用するに当たっての費用

e-Taxを利用するための税務署への手続自体には費用はかかりませんが、利用に当たっての付随費用として、次のものが必要になります。

- 通信費用(電話料金、プロバイダ契約料等)
- 電子証明書(電子署名)の利用に伴う費用(電子証明書の取得・更新費用、ICカードリーダライタ等の取得費用等)
- 納税の場合のインターネットバンキング等の利用手数料
- ※ 具体的な費用額については、取得する電子証明書やICカードリーダライタ等の種類、利用しているインターネット回線及び利用金融機関によって異なりますので、それぞれの利用機関にご確認ください。

## e-Taxを利用して申告及び申請・届出等手続を行う場合の基本的な流れ

- ① 事前準備  
電子申告等開始届出書を所轄の税務署に提出します。電子申告等開始届出書は書面によるほか、インターネットを利用してオンラインで提出することもできます。  
インターネットバンキングを利用して納税を行う場合には、利用する金融機関との間で、あらかじめインターネットバンキングの利用手続を行っておく必要があります。
- ② 税務署から利用者識別番号、暗証番号、e-Taxソフトが送付されます。
- ③ 電子証明書を取得します。(手続きは、インターネットや市役所などの窓口で行うことができます。)
- ④ e-Taxソフトのインストール及び初期登録を行います。
- ⑤ e-Taxソフト等を利用して申告等データを作成し、送信を行います。(書面で申告する場合の署名押印に代わる作業として、電子署名が必要となります。)
- ⑥ 納税の手続を行います。

※なお、詳しい内容については、国税庁のホームページに掲載されていますのでそちらでご確認ください。

# 売上高ランキング

## 高田出張所管内売上ランキング

東京商工リサーチ (単位:千円)

順位	会社名	所在地	決算期	売上高	対前年比 伸び率 (%)	順位	会社名	所在地	決算期	売上高	対前年比 伸び率 (%)
1	有沢製作所	上越市	17.3	54,149,104	119.6	44	猪又建設	糸魚川市	17.5	3,414,271	139.4
2	山下商会	上越市	16.9	48,629,000	130.7	45	高助	上越市	16.12	3,381,422	88.3
3	住友金属直江津	上越市	17.3	28,037,000	115.8	46	上越地区生コンクリート	上越市	17.3	3,267,255	80.2
4	三井企画	上越市	17.3	26,559,168	104.0	47	ホシノ工業	上越市	16.9	3,201,998	108.4
5	中央電気工業	妙高市	17.3	25,866,254	152.7	48	タナベ	糸魚川市	16.9	3,177,290	101.6
6	エム・アイ・ディジャパン	上越市	16.9	24,052,555	85.7	49	頸城運送倉庫	上越市	16.12	3,125,817	101.6
7	ナルス	上越市	17.3	20,907,072	107.5	50	頸城自動車	上越市	17.3	3,115,783	101.9
8	ポラテクノ	上越市	17.3	20,570,000	108.2	51	柿崎機械	上越市	16.12	3,068,078	120.6
9	上越マテリアル	上越市	17.3	19,945,283	129.7	52	有志貴工業所	上越市	17.3	3,042,966	120.4
10	田中産業	上越市	17.2	19,000,478	104.2	53	王子くびき運送	上越市	17.3	3,022,095	89.7
11	新潟精密	上越市	16.12	17,792,528	76.6	54	肉のたなべ	上越市	17.3	3,000,000	100.0
12	田辺工業	上越市	17.3	17,495,884	111.1	55	アイシン	上越市	16.10	2,999,839	84.7
13	新潟ジョーシン	上越市	17.3	12,800,000	98.5	56	保坂組	妙高市	16.9	2,977,836	140.4
14	明星セメント	糸魚川市	17.3	12,406,000	105.0	57	上越テクノセンター	上越市	17.3	2,977,271	101.3
15	菱化マックス	上越市	17.3	11,022,198	117.5	58	富山物産	上越市	16.9	2,895,100	150.3
16	サンライズ工業	糸魚川市	16.9	10,281,525	101.7	59	ハピー	糸魚川市	17.4	2,757,000	102.1
17	丸互商事	上越市	17.3	9,115,287	129.3	60	地方卸売市場上越水産	上越市	17.3	2,730,000	97.3
18	一小イチコ	上越市	17.2	8,598,000	97.5	61	上越木材興業	上越市	17.3	2,725,562	87.0
19	ラック	糸魚川市	17.2	7,806,059	108.5	62	三星工業	上越市	17.3	2,700,000	112.5
20	沖プリンテッドサーキット	上越市	17.3	7,700,000	113.2	63	アリスワファイバークラス	上越市	17.3	2,700,000	104.6
21	谷村建設	糸魚川市	16.9	7,096,800	91.8	64	くびきエネルギー	上越市	17.3	2,568,237	109.4
22	北日本大潟食品	上越市	17.3	7,000,000	101.3	65	日曹建設	上越市	17.3	2,554,729	106.4
23	サトコウ	上越市	17.3	6,404,181	90.3	66	田中運輸機工	上越市	16.12	2,530,762	94.0
24	丸互	上越市	17.3	6,311,920	123.9	67	上越フーズ	上越市	17.3	2,515,854	94.8
25	地方卸売市場一印上越魚市場	上越市	17.3	6,052,579	93.5	68	岡田土建工業	妙高市	16.9	2,450,129	112.7
26	越菱	上越市	17.3	5,815,886	109.3	69	有沢総業	上越市	17.3	2,450,000	119.5
27	大島農機	上越市	16.11	5,312,614	101.3	70	サン・スズキ	上越市	17.8	2,440,000	116.2
28	上越商会	上越市	17.2	5,290,053	90.2	71	直江津産業	上越市	17.3	2,410,000	100.4
29	杉山建設	上越市	17.3	4,942,460	101.3	72	上越フルーツ	上越市	17.3	2,383,000	100.6
30	コスゲ	上越市	17.6	4,937,505	113.7	73	ジョーセン	上越市	16.9	2,329,980	100.4
31	糸魚川発電	糸魚川市	17.2	4,766,289	106.6	74	田辺商事	糸魚川市	17.3	2,318,489	111.2
32	太平洋特殊鑄造	上越市	16.12	4,612,794	106.1	75	笠原建設	糸魚川市	16.12	2,225,972	65.9
33	エム・エー・シー、テクノロジー	上越市	17.2	4,405,061	89.1	76	後藤組	糸魚川市	16.9	2,214,139	114.3
34	日本ステンレス工材	上越市	17.3	4,367,948	125.3	77	上越運送	上越市	17.3	2,170,228	103.4
35	高館組	上越市	16.9	4,356,788	85.2	78	横鉄工業	上越市	16.12	2,142,414	173.8
36	相村建設	上越市	16.9	4,321,220	111.9	79	山崎建設	妙高市	16.12	2,114,210	85.6
37	久保田建設	上越市	16.12	4,246,321	118.8	80	創和ジャステック建設	糸魚川市	17.3	2,109,845	139.1
38	エー・アンド・エー	妙高市	17.5	4,172,517	135.0	81	直江津海陸運送	上越市	17.3	2,068,776	104.8
39	上越青果	上越市	17.3	4,166,849	101.2	82	日新酒販	上越市	16.9	2,060,360	93.5
40	住金クリエート	上越市	17.3	4,159,305	98.4	83	真野建材	上越市	17.1	2,057,790	98.7
41	東光クリエート	上越市	17.3	4,154,440	107.3	84	ウエストックエナジー	上越市	17.2	2,023,176	126.7
42	清鋼材	糸魚川市	17.5	3,842,945	150.0	85	竹田工務店	上越市	17.7	2,012,512	81.7
43	武江組	上越市	17.5	3,517,054	107.5						

## 研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
2月23日（木） 午後6時～午後8時	テルモ経営研究会 「志戸平温泉ビデオ研修」	加藤税理士事務所	加藤 輝守	1,000円

## 会社の広告お手伝いします！！

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。  
また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発刊の  
事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

## ～ おもしろ雑学 ～ カゼの対策に…

風邪に効くのがコショウ。固形スープなどをお湯で溶いて、粗びきコショウを少し辛いかなと思うぐらい入れる。寝る前に飲めば、体が熱くなって汗もかく。

体には病気を治すツボがあり、風邪のツボは背骨の外側3センチぐらい、ちょうど肩甲骨の上あたりにある。風邪のひき始めであれば、指でこのツボをほぐしてやるといい。

教育マガジン「おもしろ雑学集より（担当：田中）」





# 休日カレンダー



## 2月(如月)February

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5 村井・池原	6	7	8	9	10	11 建国記念の日 堀田・広川
12 伊藤・原	13	14	15	16	17	18
19 倉又・田中	20	21	22	23	24	25
26 村井・池原	27	28				

・確定申告期間中は、土曜、日曜も毎日元気で営業しています。  
 (名前の記入されている土曜、日曜はその者が出勤します。)

### 2月の税務

平成18年2月10日 H18年1月分源泉所得税・住民税・納付  
 平成18年2月28日 H17年12月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付  
 H18年6月決算法人 法人税等・消費税・中間申告・納付  
 H18年9月・6月・3月決算法人の消費税中間申告・納付

#### あとがき

2月に入りますます寒さ厳しい季節となり皆様ご清栄のことと存じます。  
 2月の行事といえば2月3日の節分。皆様のご家庭でも豆まきはしますか？  
 豆まきはもともとは宮中の行事が一般家庭に普及したものだそうです。  
 豆まきでは年男(12, 24, 36, 48, 60, 72, ...になる男性)あるいは一家の主人が  
 「福は内、鬼は外」といいながら煎った大豆をまき、みんな自分の年の数だけ  
 豆を食べるとこれから1年病気にならないといわれています。  
 皆様1年の健康を願い童心にかえって豆まきをしてみたいはいかがですか？

倉 又